

福島県水産試験場

1. モニタリングの目的

水産資源の合理的利用と効率的操業を図るための漁海況や水産資源動向に関するモニタリング、更には、種苗放流の経済効果把握や貝毒被害の防止のため等々のモニタリングを行い、本県の水産業と地域の振興並びに安全な水産食品の供給に寄与する。

2. モニタリングの歴史

当場は、農商務大臣の設立認可を受けて明治 35 年 5 月に業務を開始した。当時の記録によると、技術者は場長(年俸 600 円)と枝手(年俸 106 円) 1 人のみで、「水産事業の改良発展を図るため、漁労、製造及び養殖に関する試験・調査、巡回講話・・・」と記されている。

<海洋観測>

「小名浜港の海水温の定時観測」を明治 37 年から行い、調査船を使った海洋観測は、大正 3 年に進水した 2 代目調査船磐城丸 (40 トン) を使って、大正 4 年に岩手、宮城との 3 県共同の中で行っている。塩屋埼灯台を基点に、正東 100 哩、水深 100 ヒロまで観測した。(その後、200 哩まで伸び昭和に入っても行われた。) この調査の目的は、「漁業と密接な関係にある海洋の状態を精査し、更に漁況予察の資料とする」とあり、今と基本的に何ら変わらないものと思われる。中央気象室検定証付き水銀寒暖計、水産局検定証付き海水比重計、フォーレル水色計、直径 1 尺白色透明度盤を使用したことが記録されている。

その後しばらくの間、系統だった計画的な海洋観測は行われていない。この種の計画的な調査を再開したのは昭和 35 年度で、39 年度からはサンマ・イワシ等の漁況海況予報事業と合一された。また、全国の調査体制もこの年に整ったとされている。

昭和 40 年度からは、積極的な広報活動が行われている。

年度	T4-	S35-	43-	45-	48-	55-	H元-	7-	11-
定線	塩屋埼	塩屋埼、富岡、鶴ノ尾埼の3-定線							
水域	100 哩迄	30-50 哩	146E		142-143E				145E
水深	100 ヒロ	200m			400m				1000m
水温	水銀計	転倒式水温計				BT		CTD	
塩分	比重計	塩素計	塩分計					CTD	
流向流速					GEK			ADCP	

<水産資源の動向>

福島県海面漁業漁獲高統計 (属地) : 昭和 28 年～

沿岸漁業標本船の操業日誌調査 : 昭和 51 年～

定点トロール調査 : 平成 11 年～

<栽培漁業対象種の放流効果の把握>

アワビ・ウニ放流効果調査 : 昭和 49 年～

ヒラメ放流効果調査 : 昭和 57 年～

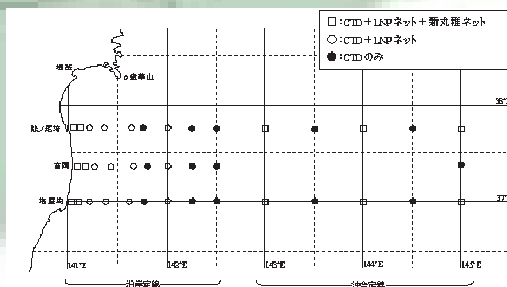
サケ放流効果調査 : 昭和 61 年～

<漁場環境の監視>

沿岸漁場環境調査 : 昭和 34 年～

貝毒被害防止調査 : 昭和 56 年～

原子力温排水漁業影響調査 : 昭和 49 年～



3. 現在のモニタリングの実施状況

<海洋観測> 関係予算 12,190 千円

- ・沿岸漁海況調査：3定線、正東 145E、1,000m 深まで、1回/月

<水産資源の動向> 関係予算 21,036 千円

- ・福島県海面漁業漁獲高統計：市場、漁法、魚種別の水揚数量と金額の年報
- ・市場水揚魚の調査：調査対象の浮魚底魚類約 15 種、主要水揚市場で 1～数回/月
- ・沿岸漁業の操業日誌調査：船曳網、刺網、底曳網漁の標本船計 74 隻（抽出率約 8%）
- ・定点トロール調査：塩屋埼沖定線 100～500m 深 5 定点、1回/月
- ・浅海域幼稚魚調査：磯部、新舞子、菊多浦の 3 海域の定線、1回/月

<栽培漁業対象種の放流効果の把握> 関係予算 3,183 千円

- ・アワビ・ウニ放流効果調査：市場調査、5～9月に数回/月
- ・ヒラメ放流効果調査：主要水揚市場で 1～数回/月
- ・サケ放流効果調査：主要 2 河川、9～11月に 1回/旬
- ・ホシガレイ放流効果調査：主要水揚市場で 1～数回/月

<漁場環境の監視> 関係予算 3,885 千円

- ・沿岸漁場環境調査：相馬海域他 2カ所、数項目について 1回/月又は 2回/年
- ・貝毒被害防止調査：貝毒プランクトン(3 定点)を 3～9月に 1～3回/月、ムラサキイガイの毒力検査を 3～9月に計 13回
- ・原子力温排水漁業影響調査：沿岸域海況、沿岸漁業資源動向(漁獲量、CPUE 等)の解析

4. 現在のモニタリング必要性と今後の実施計画

「海洋調査」は、資源評価や漁況予報等、海洋、資源のあらゆる研究のベースであり、欠かすことができない。今後も現状のモニタリングを継続実施する。

「水産資源の動向」、「放流効果の把握」及び「漁場環境の監視」に関する業務も、資源の適切な管理と持続的・効率的な利用、安全・安心な水産物の供給要望に応えるため、主要水産資源の動向に関する情報の提供と資源の持続的利用・管理の推進のためには、欠かすことができない。調査を継続して結果を積み重ねる。

5. 日常的に発している情報等（毎月、毎日、毎年、非定期）

- ・定期あるいは適宜に発行している資料、印刷物
 - 「漁海況速報（海面水温図、属地水揚げ）」：毎週 1回 地方新聞紙も毎週 1回掲載
 - 「福島県海面漁獲高統計」：年 1回
- ・水試のホームページに掲載
 - 「底魚情報」、「稚魚調査経過」、「市場調査情報」、「ヒラメ情報」、「相馬支場ニュース」
- ・その他
 - 関係団体の会議で関係資料を配付、説明。